

2 地下水汚染対策

(1) 当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況

当地域において地下水に係る環境基準を超過した項目のうち鉛、砒素及びふっ素の汚染原因は自然由来と考えられる。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、乳幼児のメトヘモグロビン血症の原因物質となるなどの有害性が認められるため、平成11年2月に新たに環境基準項目に追加された。

また、平成13年7月にはこれら物質による地下水汚染について、環境省により「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素にかかる水質汚濁対策マニュアル」が作成された。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、工場排水、生活排水、施肥等の人為的なものと考えられるため、原因究明等を行っていく。

(2) 講ずる施策及び達成目標

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素にかかる水質汚濁対策マニュアル」に基づき、発生源を特定するための調査を実施することにより原因究明を行うとともに、その結果を踏まえて汚染対策を推進し、汚染の解消を図る。